

第6次県庁エコオフィスプランについて（概要）

1. 計画の位置づけ

地球温暖化対策推進法第21条第1項で義務付けられている自らの温室効果ガス排出削減等のための実行計画を策定するもの。

2. 目標年度 2030年度（令和12年度）

（計画期間 2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度））

3. 取組目標

区分	項目	基準年度	削減率 (基準年度比)	最終年度 (2030年度)
(1)	二酸化炭素排出量	77,520トン	△50%	38,760トン
(2)	コピー用紙購入量	—	△5%	—
(3)	廃棄物発生量	1,711トン	△26%	1,266トン
	廃棄物資源化率	50.6%	—	60%

(1)基準年度：2013年度（国の地球温暖化対策計画と同じ）

(2)基準年度：2025年度（県独自の項目）

(3)基準年度：2019年度（県独自の項目）

<目標設定の考え方>

- (1) 二酸化炭素排出量：国の「地球温暖化対策計画」における削減目標を参考に設定。
- (2) コピー用紙購入量：2024年度までの実績を踏まえ、毎年度1%削減。
- (3) 廃棄物発生量：第5次計画の目標を継続。
- 廃棄物資源化率

4. 主な取組内容

- ①県庁EMSにより、職員や職場の取組継続。
- ②県庁舎等で使用する電力の調達について、環境に配慮した契約を推進。
（入札参加資格の判定に二酸化炭素の排出に関する一定の基準を設ける等）
- ③庁舎・道路の照明LED化、空調機やオフィス機器の省エネ型機種への更新等を推進。
- ④各所属のエネルギー・廃棄物の削減状況の見える化により、所属の削減取組を推進。
- ⑤削減が進んでいない廃棄物の資源化率の向上を確実に推進。
- ⑥太陽光発電設備について、2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む）の全てに導入を目指す
- ⑦建築物のZEB化について、従来の建築物で必要なエネルギー消費量から50%以上エネルギー消費量を削減した「ZEB Ready」相当以上を目指す。
- ⑧公用車の電動化について、車両の種類及び用途に関わらず業務に特に支障がない限

り、新規導入・更新については全て電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車又は水素自動車）とする。

⑨再生可能エネルギー電力について、導入拡大に努める。

5. 推進方策

①全庁的な推進体制は、21長崎県環境づくり推進本部・幹事会を活用

②計画に基づき、各所管部局において、自主的・積極的に取組を推進